

神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則

(昭和40年規則第1号)

最終改正 令和6年2月2日規則第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和40年条例第1号。以下「支給条例」という。）第29条の規定に基づき神奈川県市町村職員退職手当組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の職員の退職手当の支給方法について定めるものとする。

第2章 退職手当の支給手続

(書類の提出)

第2条 組合市町村の長は、当該組合市町村の職員（以下「職員」という。）が退職した場合は、次条から第6条までに定めるところにより、退職手当の支給に関し必要な書類を神奈川県市町村職員退職手当組合長（以下「組合長」という。）に提出しなければならない。

(退職手当の支給別による関係書類の提出等)

第3条 支給条例第3条から第5条の3まで及び第8条の規定により退職手当を支給する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、死亡による退職の場合は、第3号に掲げる書類に替えて、第4号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 退職手当請求書（様式第1号）（一般職用）又は退職手当請求書（様式第1号の2）（特別職用）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 退職所得の受給に関する申告書（様式第3号）
- (4) 個人番号報告書（様式第3号の2）

2 職員の退職手当について、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 支給条例第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により、退職手当等の全部又は一部を支給しない場合、第18条第1項若しくは第2項の規定により、退職手当等の額の支払を差し止める場合、第20条第1項若しくは第21条第1項の規定により、退職手当等の返納をさせる場合、第22条第1項の規定により、退職手当等の納付をさせる場合 職員退職報告書（様式第

4号)及び退職手当等支給制限等事情書(様式第5号)(情状により一部の処分とする余地のある場合は、その理由書)

(2) 支給条例第14条ただし書の規定により退職手当を支給する場合 職員退職報告書及び当該事由に該当することを証明する書類

(3) 支給条例第28条の規定により、退職手当を支給しない場合 職員退職報告書及び職員としての勤続期間を職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算することを定めている当該規程

(4) 給与改定を行ったことにより差額退職手当を支給する場合 差額退職手当請求書(様式第1号の3)及び退職所得の受給に関する申告書(傷病による退職手当に係る書類の提出)

第4条 職員が支給条例第3条第2項に規定する傷病により退職した場合は、前条に規定する書類のほか、その傷病の程度が同項の規定に該当する程度のものであることを証明する書類を提出しなければならない。

(公務災害又は通勤災害による退職手当に係る書類の提出)

第5条 職員が支給条例第5条第1項及び第8条第3項に規定する公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合又は支給条例第4条第2項及び第5条第2項に規定する通勤による傷病により退職した場合は、前2条に規定する書類のほか、傷病若しくは死亡の原因が公務上の災害又は通勤による災害であることを証明する書類を提出しなければならない。

(遺族に対する退職手当に係る書類の提出)

第6条 職員が死亡により退職し、遺族に退職手当を支給する場合、又は職員が退職後退職手当の支給前に死亡したことにより遺族に退職手当を支給する場合は、前3条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 死亡診断書又は死体検案書

(2) 退職手当の支給を受ける者の戸籍謄本(職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった配偶者にあつては、住民票又は市町村長の証明書、支給条例第2条の2第1項第3号の規定に該当する者にあつては、市町村長による生計関係の証明書)

2 前項の場合において、退職手当の支給を受ける権利を有する同順位の者が2人以上あるときは、同項の書類のほか、総代者選任届(様式第6号)を添付しなければならない。

(基礎在職期間)

第7条 支給条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 支給条例第12条第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 支給条例第12条の5に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間
(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第8条 支給条例第7条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5に規定する自己啓発等休業、同法第26条の6に規定する配偶者同行休業、同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由(同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと当該職員の自己啓発等休業を承認した組合市町村の長が認める場合を除く。)により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。)当該休職月等
- (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務若しくは同法第17条の規定による短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた支給条例第7条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、こ

れを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第 8 条の 2 退職した者の基礎在職期間に支給条例第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号までに掲げる期間 (以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における支給条例第 7 条の 4 第 1 項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間 (その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員 (当該従事していた職務が組合市町村長の定めるものであったときは、組合市町村長の定める職務に従事する職員)

(退職手当の調整額に関する職員の区分)

第 8 条の 3 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表の組合市町村名、給料表名及び期間の項に掲げるその者が属していた組合市町村名、その者が適用を受けていた給料表の種別及びその者の基礎在職期間に含まれる時期の別によりその者が属していた当該各月における職務の級の区分に対応するこれらの表の職員の区分の項に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の 2 以上の職務の級の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の職員の区分の項に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第 8 条の 4 前条 (第 8 条の 2 の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職したものが同一の月において 2 以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(基本給月額)

第8条の5 支給条例第7条の5第2項に規定する規則で定める額は、給与が月額で定められている職員にあっては当該月額の21倍に相当する額とする。

(支給条例第9条第4項第3号に規定する規則で定める要件)

第8条の6 支給条例第9条第4項第3号に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(当該自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、組合市町村の長の承認を受けたものであること。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定により懲戒処分(懲戒免職を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(支給条例第9条第5項及び第11条第1項並びに第12条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(支給条例第4条第2項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。))による傷病(厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の状態にある傷病に限る。以下同じ。)若しくは死亡により退職した場合又は支給条例第5条第1項に規定する公務上の傷病又は死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)

ウ 任期を定めて採用された職員の当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 支給条例第28条の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次の各号に掲げる期間を含まな

いものとする。

- (1) 地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するため休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)の期間
- (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
- (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間
- (4) 育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 配偶者同行休業をした期間
- (7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

第3章 失業者の退職手当

(基本手当の日額)

第9条 支給条例第15条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

(賃金日額)

第10条 賃金日額は、退職の月前における最後の6月(月の末日に退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。)に支払われた給与(臨時に支払われる給与及び3箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下この条において同じ。)の総額を180で除して得た額とする。

2 給与が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職の月前6月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわ

らず、当該額をもって賃金日額とする。

- 3 前2項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与によって計算する。
- 4 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかった場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額（支給条例第7条の5第2項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額
 - (2) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の全部を支払われなかった場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額
 - (3) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の一部を支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額が、その期間の属する月に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前6月のうち当該期間の属する月以外の月に支払われた給与の額との合計額
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

（退職票の交付）

第11条 組合市町村の長は、退職した者が支給条例第15条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有している場合においては、神奈川県市町村職員退職票（以下「退職票」という。）（様式第7号）をその者に交付しなければならない。

（在職票の交付）

第12条 組合市町村の長は、勤続期間12月未満（支給条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、神奈川県市町村職員在職票（以下「在職票」という。）（様式第8号）をその者に交付しなければならない。ただし、支給条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち支給条例第15条第2項第2号の規定に該当しない者が退職する場合には、この限りでない。

(退職票の提出)

第13条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、第11条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをし、その旨証明を受けてこれを組合長に提出しなければならない。この場合において、その者が第17条第5項又は第17条の4第4項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、退職票に併せて提出しなければならない。

2 組合市町村の長は、前項の退職票の提出に併せて、第10条に規定する賃金日額を決定する際の基礎とした退職の月前6月に支払われた給与の証明書（様式第9号）を組合長に提出するものとする。

(受給資格証の交付等)

第14条 組合長は、退職の際受給資格者から前条第1項の規定による退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）（様式第10号）を当該受給資格者に交付しなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては受給資格者氏名変更届（様式第10号の2）に、住所又は居所を変更した場合にあっては受給資格者住所変更届（様式第10号の2）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 組合長は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

(支給条例第15条第1項に規定する規則で定める者)

第15条 支給条例第15条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務していた公署又は事務所の移転により、通勤することが困難となったため退職した者
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をし

た者

- (5) 公務上の傷病により退職した者
- (6) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
(支給条例第15条第1項に規定する規則で定める理由)

第16条 支給条例第15条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（支給条例第15条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、組合長がやむを得ないと認めるもの
(受給期間延長の申出)

第17条 支給条例第15条第1項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（様式第11号）に医師の証明書その他の第16条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ）を添えて組合長に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 前項の申出は、当該申出に係る者が支給条例第15条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- 4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 組合長は、第1項の申出をした者が支給条例第15条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第12号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、組合長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号の

いずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 支給条例第15条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて組合長に提出しなければならない。

8 前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

(受給期間の特例の対象事業)

第17条の2 支給条例第15条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、支給条例第15条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの。
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第32条に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの。
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと組合長が認めたもの。

(受給期間の特例の対象者)

第17条の3 支給条例第15条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該退職日以前に事業を開始し、当該退職日後に当該事業に専念する者
- (2) その他事業を開始した者に準ずるものとして組合長が認めた者

(受給期間の特例の申出)

第17条の4 支給条例第15条第4項に規定する特例に相当するものとして規則で定める場合は、支給条例第15条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が組合長にその旨を申し出た場合とする。

- 2 前項の申出は、受給期間延長等申請書（様式第11号）に登記事項証明書その他支給条例第15条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて組合長に提出することによって行うものとする。
- 3 前2項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が支給条例第15条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 組合長は、特例申出をした者が支給条例第15条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第12号）を交付しなければならない。この場合（第6項の規定により準用する第17条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、組合長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - (2) 支給条例第15条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 6 第17条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第3項ただし書の場合における特例申出に、第17条第1項ただし書の規定は、第2項及び前項の場合に、第17条第3項及び第4項の規定は、第3項ただし書の場合における特例申出について準用する。

（基本手当に相当する退職手当の支給調整）

第18条 基本手当に相当する退職手当で支給条例第15条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第13条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条の例により組合長の定める期間及び待期日数（支給

条例第15条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

(2) 基本手当に相当する退職手当

(3) 支給条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 支給条例第15条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（支給条例第15条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（支給条例第15条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（支給条例第15条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給日）

第19条 基本手当に相当する退職手当は、組合長の指定する日に、その前日までの間における失業の認定を受けた日の分を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

第20条 支給条例第15条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、受給資格証を提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、

支給条例第15条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第13条第1項に規定する求職の申込みをした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、受給資格証を提出した上、失業の認定を受けるとともに、基本手当に相当する退職手当等請求書（様式第13号。以下「請求書」という。）の管轄公共職業安定所の長の証明欄に当該失業の認定について証明を受けなければならない。

- 3 受給資格者は、前2項に規定する失業の認定を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所で失業の認定を受けた請求書及び受給資格証並びに失業認定申告書（様式第14号）を組合長に提出しなければならない。

（公共職業訓練等を受講する場合における届出）

第21条 受給資格者は、公共職業安定所の長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）（様式第15号）及び公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）（様式第15号の2）に受給資格証を添えて組合長に提出するものとする。第17条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 組合長は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。
- 3 受給資格者は、受講届及び通所届の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第17条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 組合長は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）

第22条 受給資格者は、支給条例第15条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書（様式第16号）に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第17条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 組合長は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第23条 受給資格者は、支給条例第15条第11項第3号の規定による退職手当の

支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。第17条第1項ただし書の規定は、この場合について適用する。

2 組合長は、前項の規定による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

（退職票等の提出）

第24条 退職票又は在職票の交付を受けた者が支給条例第15条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に支給条例第2条第1項に掲げる者となった場合においては、当該退職票又は在職票を新たに所属することとなった組合市町村の長に提出しなければならない。

2 組合市町村の長は、前項の規定により退職票又は在職票を提出した者が勤続期間12月未満で退職するときは、当該退職票又は在職票をその者に返付しなければならない。

（退職票等の再交付）

第25条 受給資格者又は勤続期間12月未満で退職した者は、退職票又は在職票を滅失又は損傷した場合においては、もとの所属組合市町村の長にその旨を申し出て退職票又は在職票の再交付を受けることができる。

2 もとの所属組合市町村の長は、前項の規定による再交付をするときは、その退職票又は在職票に再交付の旨及びその年月日を記載しなければならない。

3 退職票又は在職票の再交付があつたときは、もとの退職票又は在職票はその効力を失う。

（受給資格証の再交付）

第26条 前条の規定は、受給資格証の再交付について準用する。この場合において、同条中「退職票又は在職票」とあるのは「受給資格証」と、「もとの所属組合市町村の長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

（高年齢受給資格証の交付）

第27条 組合長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）から第13条第1項の規定による退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当高年齢受給資格証（以下「高年齢受給資格証」という。）（様式第18号）をその者に交付しなければならない。

（特例受給資格証の交付等）

第28条 特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「特例受給資格者」という。）は、管轄公共職業安定所に出頭し、退職票を

提出して求職の申込みをし、その旨証明を受けてこれを組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当特例受給資格証（様式第19号）（以下「特例受給資格証」という。）をその者に交付しなければならない。

（準用）

第29条 第11条、第13条第1項前段、同条第2項、第14条第2項及び第3項、第18条第2項及び第20条第1項並びに第24条から第26条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第18条第2項各号を除く。）中「支給条例第15条第1項又は第3項」とあるのは「支給条例第15条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「支給条例第15条第1項」とあるのは「支給条例第15条第5項」と、「失業認定申告書（様式第14号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第20号）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「支給条例第15条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

- 2 第11条、第13条第1項前段、同条第2項、第14条第2項及び第3項、第18条第2項及び第20条第1項並びに第24条から第26条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第18条第2項各号を除く。）中「支給条例第15条第1項又は第3項」とあるのは「支給条例第15条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「支給条例第15条第1項」とあるのは「支給条例第15条第7項」と、「失業認定申告書（様式第14号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第21号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「支給条例第15条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第30条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で支給条例第15条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第13条第1項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、支給条例第15条第5項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第20条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、支給条例第15条第6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第13条第1項の規定による求職の申込みをした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格者証を添えて提出した上、失業の認定を受けるとともに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書（様式第22号）の管轄公共職業安定所の長の証明欄に当該失業の認定について証明を受けなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（支給条例第15条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

第31条 特例一時金に相当する退職手当で支給条例第15条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第29条第2項において準用する第13条第1項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、支給条例第15条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては第29条第2項において準用する第20条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、支給条例第15条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第29条第2項において準用する第13条第1項の規定による求職の申込みをした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けるとともに、特例一時金に相当する退職手当請求書（様式第23号）の管轄公共職業安定所の長の証明欄に当該失業の認定について証明を受けなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（支給条例第15条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第32条 受給資格者又は支給条例第15条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）に、同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第25号の2）に、第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第26号）に、支給条例第15条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第27号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第28号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 組合長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

（失業者退職手当支給台帳）

第33条 組合長は、失業者退職手当支給台帳（様式第29号）を備え、これに所要の事項を記載しなければならない。

第4章 退職手当の支給制限等

（退職手当支給制限処分書）

第34条 支給条例第17条第1項の規定による処分に係る同条第3項の書面の様式及び支給条例第19条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限

る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第30号のとおりとする。

- 2 支給条例第19条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第6項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第31号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書)

第35条 支給条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第13項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第32号のとおりとする。

- 2 支給条例第18条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第13項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第33号のとおりとする。
- 3 支給条例第18条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第13項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第34号のとおりとする。
- 4 支給条例第18条第3項の規定による処分に係る同条第13項において準用する条例第17条第3項の書面の様式は、様式第35号のとおりとする。

(退職手当返納命令書)

第36条 支給条例第20条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第17条第3項の書面の様式は、様式第36号のとおりとする。

- 2 支給条例第20条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第7項又は条例第21条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第37号のとおりとする。

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書)

第37条 支給条例第22条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知に係る書面の様式は、様式第38号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書)

第38条 支給条例第22条第1項から第3項までの規定による処分に係る同条第8項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第39号のとおりとする。

- 2 支給条例第22条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第8項において準用する支給条例第17条第3項の書面の様式は、様式第40号のとおりと

する。

(補則)

第39条 この規則に規定するもののほか退職手当の請求に関し必要な事項は、その都度組合長が定める。

附 則

この規則は、昭和40年5月1日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年2月16日規則第1号)

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日規則第3号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第4号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月16日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月8日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月21日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1号の2様式及び第3号様式の改正は、平成25年1月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月1日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月13日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日規則第20号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日規則第1号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年11月12日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式第1号に基づいて作成した用紙は、令和4年3月31日までの間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年6月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月17日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和4年1月21日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式第3号に基づいて作成した用紙は、令和4年3月31日までの間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 9 月 26 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 6 年 2 月 2 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されている改正前の様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際、様式第 2 号の旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。